

(平成27年4月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会千葉地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年8月25日は6万6,000円、16年2月25日及び同年8月25日は6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月25日
② 平成16年2月25日
③ 平成16年8月25日

申立期間にA社から賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、私の年金記録において標準賞与額の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る給与明細書により、申立人は、申立期間においてA社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記の給与明細書により確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は6万6,000円、申立期間②及び③は6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、申立人から提出された平成20年4月17日付けでA社から送付された文書に記載されている内容から判断すると、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成16年11月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16年8月及び同年9月は28万円、同年10月は26万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月18日から同年11月18日まで

私は、平成16年8月2日から同年11月18日までA社に勤務したが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間の給与明細書を添付するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出された給与明細書及び事業主の回答書から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の給与明細書等から平成16年8月及び同年9月は28万円、同年10月は26万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行った否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年8月25日は2万4,000円、16年2月25日は2万9,000円、同年8月25日は20万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月25日
② 平成16年2月25日
③ 平成16年8月25日

私は、A社から申立期間において賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間における標準賞与額の記録が無いので、調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る給与明細書により、申立人は、申立期間においてA社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記の給与明細書により確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は2万4,000円、申立期間②は2万9,000円、申立期間③は20万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成15年7月は28万円、同年8月は30万円、同年9月から同年11月までは32万円、同年12月及び16年1月は28万円、同年2月は32万円、同年3月は28万円、同年4月から同年7月までは30万円、同年8月及び同年9月は28万円、同年10月から17年1月までは30万円、同年2月及び同年3月は28万円、同年4月は30万円、同年5月は26万円、同年6月は28万円、同年7月から18年1月までは30万円、同年2月から同年5月までは28万円、同年6月は30万円、同年7月は28万円、同年8月は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間⑤から⑧までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間⑤及び⑥は1万3,000円、申立期間⑦は1万4,000円、申立期間⑧は7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間⑨に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、1万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 10 日から 20 年 4 月 16 日まで
② 平成 20 年 4 月 16 日から 21 年 5 月 21 日まで
③ 平成 15 年 7 月

- ④ 平成 15 年 12 月
- ⑤ 平成 16 年 7 月 6 日
- ⑥ 平成 16 年 12 月 24 日
- ⑦ 平成 17 年 8 月 25 日
- ⑧ 平成 17 年 12 月 28 日
- ⑨ 平成 20 年 7 月 18 日

私が、A社及びB社に勤務していた申立期間①及び②の標準報酬月額が、実際の給与に見合う額より低くなっている。また、申立期間③から⑨までにおいては、賞与が支給されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、確認の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、A社における標準報酬月額の相違について申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成 15 年 7 月 10 日から 18 年 9 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成 15 年 7 月は 28 万円、同年 8 月は 30 万円、同年 9 月から同年 11 月までは 32 万円、同年 12 月及び 16 年 1 月は 28 万円、同年 2 月は 32 万円、同年 3 月は 28 万円、同年 4 月から同年 7 月までは 30 万円、同年 8 月及び同年 9 月は 28 万円、同年 10 月から 17 年 1 月までは 30 万円、同年 2 月及び同年 3 月は 28 万円、同年 4 月は 30 万円、同年 5 月は 26 万円、同年 6 月は 28 万円、同年 7 月から 18 年 1 月までは 30 万円、同年 2 月から同年 5 月までは 28 万円、同年 6 月は 30 万円、同年 7 月は 28 万円、同年 8 月は 26 万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、上記の給与明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料（訂正前の

標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち平成18年9月1日から20年4月16日までの期間について、上記の給与明細書により、当該期間において事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を上回らないことから、特例法に基づく保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

- 2 申立期間⑤から⑧までについて、申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、当該期間において、A社から賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額については、上記の賞与明細書により確認できる保険料控除額から、申立期間⑤及び⑥は1万3,000円、申立期間⑦は1万4,000円、申立期間⑧は7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間⑨について、申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、当該期間において、B社から賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額については、上記の賞与明細書に

において確認できる保険料控除額から、1万1,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

4 申立期間②について、申立人は、B社における標準報酬月額の変動について申し立てしているところ、申立人から提出された給与明細書により、当該期間において事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を上回らないことから、特例法に基づく保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

5 申立期間③及び④について、申立人は、A社における申立期間に係る標準賞与額の記録が無いとして申し立てしているところ、同社の元事業主は、「資料は無く不明であるが、入社して半年から1年間勤務した後でなければ賞与は支給していない。申立人は、平成15年の入社であるから、同年の賞与は支給していないと考えられる。」と回答している。

また、申立人は、申立期間③及び④に係る賞与明細書等の資料を所持しておらず、当該期間において、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間③及び④について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月5日は3万4,000円、同年12月20日は3万円、16年7月8日は1万1,000円、同年12月4日は2万円、17年7月8日は1万5,000円、同年12月10日は2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月5日
② 平成15年12月20日
③ 平成16年7月8日
④ 平成16年12月4日
⑤ 平成17年7月8日
⑥ 平成17年12月10日

私がA社に勤務した期間において平成15年夏季賞与、同年冬季賞与、16年夏季賞与、同年冬季賞与、17年夏季賞与及び同年冬季賞与が支給されたが、私の年金記録には当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、B市から提出された申立人に係る平成16年度から18年度までの市民税・県民税賦課資料（平成15年分から17年分まで）により、申立人の各年における社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額から推計される年間の社会保険料の合計額を上回っていることが確認できる。

また、A社における複数の元同僚が所持する申立期間の賞与明細書において、いずれも当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記市民税・県民税賦課資料において推認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年7月5日は3万4,000円、同年12月20日は3万円、16年7月8日は1万1,000円、同年12月4日は2万円、17年7月8日は1万5,000円、同年12月10日は2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月5日は6万円、同年12月20日は5万円、16年7月8日は2万5,000円、同年12月4日及び17年7月8日は5万9,000円、同年12月10日は10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年7月5日
② 平成15年12月20日
③ 平成16年7月8日
④ 平成16年12月4日
⑤ 平成17年7月8日
⑥ 平成17年12月10日

私がA社に勤務した期間において平成15年夏季賞与、同年冬季賞与、16年夏季賞与、同年冬季賞与、17年夏季賞与及び同年冬季賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されているが、私の年金記録には当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。調査の上、標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る賞与明細書により、申立人は、申立期間においてA社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の

賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる賞与支給額又は厚生年金保険料控除額から、平成15年7月5日は6万円、同年12月20日は5万円、16年7月8日は2万5,000円、同年12月4日及び17年7月8日は5万9,000円、同年12月10日は10万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月20日は5万円、16年7月8日は45万円、同年12月4日は65万3,000円、17年7月8日は70万2,000円、同年12月10日は85万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月20日
② 平成16年7月8日
③ 平成16年12月4日
④ 平成17年7月8日
⑤ 平成17年12月10日

私がA社に勤務した期間において平成15年冬季賞与、16年夏季賞与、同年冬季賞与、17年夏季賞与及び同年冬季賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されているが、私の年金記録には当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。調査の上、標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る賞与明細書により、申立人は、申立期間においてA社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる賞与支給額又は厚生年金保険料控除額から、平成15年12月20日は5万円、16年7月8日は45万円、同年12月4日は65万3,000円、17年7月8日は70万2,000円、同年12月10日は85万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和49年1月5日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、5万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年1月5日から同年3月18日まで

私は、昭和48年3月14日にA社に入社後、49年の年初にB健康保険組合から同社本社人事部に異動し、53年3月30日に退職するまで同社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の供述、A社から提出された在職証明書及びC厚生年金基金(当時)の加入員台帳から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し(昭和49年1月5日にB健康保険組合からA社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、オンライン記録では、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和49年3月18日となっているが、同社が加入していたC厚生年金基金の加入員台帳では、同社における被保険者資格取得日は同年1月5日となっており、同社は、「申立期間当時、厚生年金保険被保険者資格の取得届及び喪失届は、いずれも複写式の届出様式であった。」と回答していることから、同厚生年金基金に提出されたものと同一の記載内容の届書が社会保険事務所に提出されたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和49年1月5日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記厚生年金基金の加入員台帳の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

関東千葉国民年金 事案 4698 (事案 4667 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から47年1月までの期間、同年3月から55年2月までの期間及び同年4月から62年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年7月から47年1月まで
② 昭和47年3月
③ 昭和47年4月から55年2月まで
④ 昭和55年4月から62年3月まで

昭和56年9月にA市に転入した後、社会保険事務所(当時)又は市役所の女性の職員から連絡があり、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間①から④までの国民年金保険料として約30万円以上の金額を一括で納付したと、母から聞いていた。前回の申立てで、母が61年9月頃に国民年金の加入手続を行っていたことが判明したので、申立期間①から④までの保険料を納付しているはずであり、納付を認めないとする前回の審議結果に納得できないので、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、「昭和56年9月にA市に転入した後、3、4年の間に母が私の国民年金の加入手続を行い、その際、申立期間①から④までの国民年金保険料として約30万円以上の金額を一括で納付してくれた。」と主張しているが、申立人の所持する年金手帳には、申立人が昭和47年4月1日に初めて国民年金被保険者資格を取得したことが記載され、同日より前に資格を取得した形跡は無い上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、当該資格取得日前の申立期間①及び②は、国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であること、

ii) 申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、61年8月21日に社会保険事務所からA市に払い出された手帳記号番号の一つであることが確認でき、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の資格記録から、申立人の国民年金の加入手続は同年9月頃に行われたと推認されることから、同年9月を基準にすると、申立期間③の全部及び申立期間④の一部の保険料は時効により納付することができない上、時効となった未納保険料を納付可能とする特例納付制度は過去に3回実施されていたが、55年6月30日に終了しているなど、当該加入手続の時点において申立期間①から④までの保険料を一括して納付することはできないこと、iii) 申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間①から④までの保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続及び当該期間の保険料を納付したとする申立人の母は既に亡くなっていることから、加入手続及び当該期間の保険料の納付状況は不明であること、iv) 申立人の母が申立期間①から④までの保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間①から④までの保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成26年10月29日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の審議結果に納得できないとして再申立てを行い、「女性の職員から連絡があり、A市役所において母が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を一括で納付したはずである。母の性格上、加入手続のみ行い申立期間の保険料を納付しないことは有り得ないので、私の国民年金の加入手続に関与した職員を捜して当時の状況を聞いてもらえれば、母が保険料を納付していたことが分かるはずである。」と主張しているが、その一方で、関与したとする職員について、「職員の所属及び氏名は、母から何も聞いていない。」と述べている上、今回の再申立てに当たり、申立人からは申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料や情報の提出は無く、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。